

国民健康保険税の 納税通知書をお送りします

国民健康保険税は、町の国保に加入されている被保険者に対してかかる税金です。病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるように、皆さんで助け合う制度です。そのため、保険税を納めない方がいると制度そのものが成り立たなくなります。納期限内に納めましょう。

口座振替をご利用の方は、各納期限に口座から振替になりますので、預金残高を確認してください。

年度途中で国保に加入、資格を喪失した方については、税額を修正します。

40歳から64歳までの方は、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料分もあわせて納めていただくこととなります。

また、今年度から課税限度額が医療分は50万円から51万円に、後期高齢者支援分は13万円から14万円に、介護分は10万円から12万円となりました。

●平成23年度国民健康保険税の税率

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分（40歳～64歳）
所得割	(総所得金額-33万)×4.7%	(総所得金額-33万)×0.8%	(総所得金額-33万)×0.8%
資産割	固定資産税額×45%	-	-
均等割	加入者数×10,000円	加入者数×7,200円	対象者数×7,200円
平等割	1世帯あたり13,000円	-	-
課税限度額	51万円	14万円	12万円

●普通徴収の納期限

第1期 8月1日(月) 第2期 9月30日(金) 第3期 11月30日(水)

第4期 1月31日(火) 第5期 4月2日(月)

●特別徴収

次の条件すべてにあてはまる方は、原則特別徴収（年金からの引き落とし）となります。

1. 世帯主が国民健康保険の被保険者
2. 世帯内の国保の被保険者が全員65歳から74歳
3. 年金の受給額が年額18万円以上
4. 世帯主が介護保険料を年金から引き落としで納めている
5. 介護保険料と国保税の引き落とし額の合計が年金受給額の2分の1を超えない

すでに特別徴収されている方および10月から特別徴収が開始される方については、申し出により普通徴収（口座振替）に変更が可能です。

●特別徴収の納期

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
国保税を平成23年2月の年金から特別徴収された方は、原則として同じ額を仮徴収いたします。			平成23年7月の税額確定後、年税額から仮徴収額を差引いた額を3回に分けて特別徴収します。仮徴収額のみで納めすぎになる場合には、10月以降の特別徴収は行わず、過納金を還付いたします。		

●住民税の申告について

国保税の減額の特例（均等割額および平等割額の減額）や高額療養費などの支給、また国保以外でも、各種福祉的給付に、申告が必要な制度があります。

申告が必要な方が申告書を提出されていない場合、これらの制度の優遇措置や各種給付を受けられない場合があります。

なお、収入のなかった方も申告が必要です。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461